

みやぎ二十一健康プラン推進協議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、みやぎ二十一健康プランの推進に関する重要事項を審議するため、みやぎ二十一健康プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織等)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者、みやぎ二十一健康プランの推進に係る団体の職員等のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者、所掌事項に係る団体の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十五人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ二十一健康プラン推進協議会の委員及び部会委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
---------------------------	---------	---------	----